

文教くらし委員会記録

開催日時 令和元9月19日(木) 17:00~17:06

開催場所 第2委員会室

出席委員 7名

今井 光子 委員長

阪口 保 副委員長

小村 尚己 委員

植村 佳史 委員

井岡 正徳 委員

藤野 良次 委員

粒谷 友示 委員

欠席委員 なし

出席理事者 なし

傍聴者 なし

議 事

(1) 請願者よりの趣旨説明の申し出について

<会議の経過>

○今井委員長 ただいまから、文教くらし委員会を開会いたします。

本日は、傍聴の申し出はありません。

それでは、案件に入ります。

本日、資料として配布しております「請願要旨」をご覧ください。

これらの請願4件は、先日、9月17日に本会議において上程され、当委員会に付託されたものですが、これら4件について請願者より趣旨説明の申し出がありました。

次に、配付しております資料「請願について」をご覧ください。

この資料は「会議規則」と「議会運営に関する申し合わせ事項」から抜粋したものです。この資料の一番下、「(5)」に「請願者より趣旨説明の申し出があるときは、委員長は委員会に諮って許可することとし、趣旨説明が終わったときは直ちに退場させるものとする。」とあります。

つきましては、文教くらし委員会として、今回の請願者からの申し出について、許可するかどうかを協議するため、急遽、委員会を開催させていただきました。

それでは、請願の趣旨説明のための請願者出席の可否の採決の前に各委員の意見をお願いいたします。

○**井岡委員** 請願は県民の権利であるということは十分承知しておりますし、「議会運営に関する申し合わせ事項」にも委員会に諮ると書いておりますけれども、紹介議員が述べるのが本来だと思っている次第です。

そして、私の知る限り先例がないということと、請願者が説明する場合、時間も決まっておらず、今回は同じ請願者から4件の請願が出ており、今後、何十本も出ることも想定されます。これらについては他府県の事例も調査し、各派連絡会や議会改革推進会議などで協議が必要と考えますので、自由民主党会派は今回は許可しないことと決定いたしました。

○**藤野委員** 先ほど井岡委員が述べられた内容と同様であるとともに、もう一点は、一昨日に請願を配布いただいて中身もしっかり読みました。内容がしっかりと書かれており、この請願を読んで十分に請願者の思いは伝わったと考えておりますから、紹介議員がおられますので十分事足りるのではないかとということで、あえて請願者に説明をいただかなくても大丈夫であろうと私自身は思っております。以上です。

○**粒谷委員** 藤野委員と全く同意見です。紹介議員の説明を受けたいと思います。

○**阪口副委員長** 創生奈良会派の意見です。「会議規則」や「議会運営に関する申し合わせ事項」についても考えてみました。それらと照らして請願要旨等も検討した結果、先ほど藤野委員や井岡委員が言われたことと同じであります。以上です。

○**今井委員長** 意見を言わせてもらってもいいでしょうか。

先ほどご紹介していただいた「議会運営に関する申し合わせ事項」は昭和58年に定められております。聞くところよると昭和に、請願者が趣旨説明をする取り扱いをしたことがあり、平成になってからは1件もなかったと聞いておりますが、市町村議会ではそのようなやり方が一般的になってきている状況の中で、奈良県議会として、ぜひ開かれた議会になるように、趣旨説明を請願者が希望されるのであれば認めてあげればいいのではないかと思います。

ほかに意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**今井委員長** それでは、これより採決いたします。

それでは、お諮りします。請願の趣旨説明のための請願者…。

(「少し待ってください。起立採決でよろしいのですか」と呼ぶ者あり)

(「委員長がまとめてくださったら」と呼ぶ者あり)

○今井委員長 今、各会派の意見を聞きますと、請願者による趣旨説明は認めず、従来どおり紹介議員から説明をしてもらうということでしたので、9月24日の委員会ではそのような取り扱いをさせていただきたいと思います。

以上で本日の委員会を終わります。